

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

## 宮城厚生年金 事案 1970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和58年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年9月1日まで

年金記録を確認したところ、B事業所の関連施設であるA事業所に勤務した昭和58年4月1日から同年8月31日までの厚生年金保険の記録が無いことが分かった。

昭和57年11月にB事業所に入社して以来、正社員として63年に退職するまで継続して勤務しており、A事業所への勤務もB事業所からの要請によるものであり、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所からの回答及び申立人から提出されたB事業所の人事記録により、申立人は、昭和58年4月1日から同年8月31日までA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期にB事業所からA事業所に異動し、同じ業務に従事していたとする同僚は、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人から提出された昭和58年4

月 1 日付けの辞令における給与額の記載から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から11年10月1日まで

私は平成10年8月から11年9月末までA社で勤務したが、年金記録では、この期間の標準報酬月額が9万2,000円となっており、在職当時の給与と大きく異なっている。

当時は、67万5,000円の給与をもらっていたので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた「平成11年分給与所得の源泉徴収票」における「社会保険料等の金額」は、平成6年11月から12年9月までの最高等級である30等級の標準報酬月額（59万円）に基づく控除額とおおむね一致することから、申立人は、10年8月から11年9月までは59万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成10年8月から11年9月までは71万円（健康保険の最高等級の標準報酬月額であり、厚生年金保険については、59万円が最高等級（30等級）の標準報酬月額）と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成11年10月1日）の後の12年3月6日付けで、10年8月1日に遡及して標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられている。

さらに、申立人は、当該事業所の登記簿謄本から取締役となっていたことが確認できるところ、「私は、営業部長であった。平成11年3月頃に

取締役を辞任し、同年9月にA社を退職しており、年金記録の遡及訂正に関しては知らない。」と述べているほか、オンライン記録により申立人は、遡及訂正が行われた平成12年3月6日にはほかの事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該事業所に勤めていた被保険者1名は代表取締役が総務及び経理を担当していたと証言していることから、申立人が当該標準報酬月額に係る遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 45 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46 年 4 月 14 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3 万 3,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 14 日まで

私は、昭和 44 年 3 月に A 社に入社し、46 年 4 月まで勤務したが、同社が B 社に社名変更した 45 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 14 日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

一緒に働いていた同僚 2 名には B 社 C 支店の年金記録があるのに、私が未加入になっているのは納得できない。

同僚 2 名の年金記録の写しと成人の記念に B 社からいただいた社名入りのアルバムの写し等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社本社から提出された「在籍証明書」、健康保険組合及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社 C 支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B 社本社からは、「在籍証明書」とともに申立人が昭和 45 年 9 月 1 日に資格を取得した際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」（以下「資格取得通知書」という。）及び 46 年 4 月 14 日に資格を喪失する際の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」（以下「資格喪失通知書」という。）が提出されてお

り、これらの通知書には社会保険事務所の受付印が無いものの、当該「資格取得通知書」に記載されている5名のうち申立人を除く4名については、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において「資格取得通知書」のとおり被保険者資格を取得していることが確認でき、「資格喪失通知書」においては、申立人の資格喪失日が申立人の雇用保険の離職日と合致し、同通知書に記載されている5名のうち1名にオンライン記録で資格喪失日が確認できることから、社会保険事務所における当該事業所に係る年金記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和45年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、46年4月14日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、「資格喪失通知書」及びD健康保険組合の被保険者台帳の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から51年4月まで  
大学生の時に20歳になったので、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。大学卒業（昭和47年3月末）後は、自分で自宅近くの郵便局で、毎月4,300円から4,700円ぐらいの保険料を納付した。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学生の時に20歳になったので、申立人の母親が、国民年金の加入手続きをしてくれたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和51年7月10日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿、電子データ）及び申立人が所持する年金手帳によれば、申立人は、任意加入により昭和51年5月28日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、大学を卒業（昭和47年3月末）してからは、自宅近くの郵便局で、毎月4,300円から4,700円ぐらいの国民年金保険料を納付したと主張するが、この納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく異なる上、申立期間当時は、現年度の保険料を郵便局で納付することはできなかつたことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業するまでの期

間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親からは、高齢等のため事情を聴取することができない上、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年9月まで

私は、平成3年1月末に会社を退職した直後に、A市役所で国民年金への加入手続を行い、併せて、国民年金保険料として1万円を納付した。その後も同市から送付された納付書で国民年金保険料を金融機関で納付していたので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年1月末に会社を退職した直後に、A市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の国民年金被保険者記録票（電子データ）によれば、申立人は、9年3月1日に国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、それ以前に国民年金に加入した記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号及び初めて被保険者となった日が空欄となっており、平成9年1月の基礎年金番号の導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、A町に住んでいた頃、近所の友達から国民年金への加入を勧められたので、同町にあった役場か、B市C区役所で国民年金への加入手続を行った。国民年金保険料は、毎月自宅へ集金に来てくれた人に納付していたので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月1日にB市C区で申立人の夫と連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、B市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立人及びその夫の国民年金被保険者資格取得日は、同市に転入した後の昭和41年9月12日とされているとともに、申立人及びその夫は、48年8月15日に同市内で転居しており、この頃に作成されたと考えられる国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）で、両名の資格取得日が36年4月1日に訂正（申立期間が未加入期間から未納期間へと変更）されていることから、資格取得日が訂正されるまでは、申立期間は未加入期間として取り扱われていたと考えられる。したがって、44年3月に、41年9月から42年3月までの国民年金保険料が過年度納付された際には申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立期間のうち、昭和39年4月から41年3月までの期間は、申立人の夫も未納期間とされている上、申立人の夫は、36年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料を55年6月に特例納付しているもの

の、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立期間の保険料が特例納付された記録は無く、申立人も申立期間の保険料を遡って一括納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 21 日から 5 年 1 月 1 日まで  
私は、平成元年 12 月に A 社（現在は、B 社）を退職した後も、再雇用により 4 年 12 月末頃まで引き続き同社に勤務した。  
この間、厚生年金保険料も控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社では、「申立人は、平成元年 12 月 20 日に A 社を退職し、同年 12 月 21 日から 5 年 1 月 20 日までの期間については再雇用（時間給）で継続勤務していたが、厚生年金保険に加入していない。」と回答している。

また、当該事業所が保管する一人別所得税源泉徴収簿兼賃金台帳では、申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、申立期間当時の厚生年金保険法第 9 条では、「適用事業所に使用される 65 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。」とされているところ、申立人は、平成 3 年に 65 歳に到達していることから、申立期間のうち、65 歳に到達した月以降の期間については被保険者となることができない期間であった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 8 月 29 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 12 年 2 月 1 日に A 社に入社し同年 8 月 31 日に退職して、同年 9 月 1 日を厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日として、国民年金第 3 号被保険者の加入手続等を行ったが、最近になって厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日が同年 8 月 29 日となっており、国民年金被保険者期間との間に 1 か月の未加入期間が生じていることが判明した。

退職した平成 12 年 8 月分給与から厚生年金保険料が控除されており、同年の源泉徴収票にも退職日は同年 8 月 31 日と記載されているので、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を同年 9 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した賃金台帳及び申立人が所持する源泉徴収票から、平成 12 年 8 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日（平成 12 年 9 月 1 日）は、申立人が同社を退職（平成 12 年 8 月 31 日）した後の平成 13 年 1 月 23 日付けで、12 年 8 月 29 日に遡って訂正されていることが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保管する資料により、平成 13 年 1 月 23 日付けで行われた申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る遡及訂正処理は、A 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格記録事

項訂正届」に基づき行われていることが確認できる。

また、A社が前述の被保険者資格記録事項訂正届に添付して社会保険事務所（当時）に提出した「被保険者資格喪失月日訂正申立書」及び雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）等によると、A社は、所轄公共職業安定所から申立人が平成12年8月29日にB社に入社し、同日付けで同事業所の雇用保険被保険者資格を取得したとの連絡を受けて、申立人に係るA社における退職日及び雇用保険被保険者離職証明書の離職日を同年8月28日に訂正変更し、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年9月1日から同年8月29日に訂正する届出を行ったことが確認できる上、申立人も、同年8月29日からB社に入社し、同日から勤務したことを認めている。

さらに、事業主は、「年金事務所に当社から提出した資料があるのであれば、当時、申立人について照会に対応した訂正届を行ったことは確かなことと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成12年8月分の厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが確認できるが、申立期間においてA社に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで  
② 昭和 57 年 12 月 1 日から 58 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険事務所（当時）に年金記録について照会したところ、56 年 4 月から 57 年 11 月までの厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録上、この期間は国民年金の加入期間とされているが、母親が加入手続をしたもので、私は国民年金保険料の納付等については知らなかった。当該事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間①を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

また、申立期間②の当該事業所での標準報酬月額は 8 万 6,000 円となっているが、当該事業所の B 部署では主任だったほか、C 業務を担当しており、当時の同僚よりは高い給料をもらっていたと思う。

当時の資料は処分してしまっており、保険料の控除額を証明できるものは無いが、標準報酬月額を当時の給与に基づく金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が同僚として挙げた 7 名に照会したところ、6 名から回答があり、6 名全員が申立人を「知っている。」としているほか、5 名が「B 部署で主任をしていた。」とし、うち 1 名が「C 業務も担当していた。」と証言しており、申立人が当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、同僚への照会により判明した申立人の前に主任をしていた者の当該事業所における厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

また、雇用保険の記録においても、申立期間に係る加入記録は見当たらない。

さらに、当該事業所は平成 19 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主に照会したが当時の資料等はないとしており、申立人の勤務実態に関する証言は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった者が昭和 57 年 12 月から 58 年 3 月までの給料支払明細書を所持しており、当該明細書における社会保険料の控除額はオンライン記録における当該被保険者の標準報酬月額に基づき算出される保険料額と一致していることから、当該事業所の事業主は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を給与から控除していたと認められる。

また、オンライン記録によれば、昭和 58 年度に当該事業所において主任となった申立人の後任者の 58 年 4 月から 59 年 3 月までにおける標準報酬月額は、申立人の記録上の標準報酬月額と同じ額であることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致し、不自然な訂正等も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人と同じく B 部署に勤務しつつ C 業務を担当していたとする者は申立人以外におらず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
昭和 29 年 5 月頃 A 社に入社し、33 年 3 月まで勤務した。当該製作所が厚生年金保険の適用事業所となった 30 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日までの被保険者記録が無いことに納得がいかない。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及び申立人と同時期に A 社で厚生年金保険の加入記録がある者計 12 名に照会したところ、10 名から回答があり、うち 7 名は、「自分は、入社後直ちに厚生年金保険に加入したわけではない。」と証言している。

また、申立人が自分より先に当該事業所に入社していたとする者のうちの 1 名は、厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日の昭和 30 年 9 月 1 日であり、申立期間当時に当該事業所の事務員をしていたとされる事業主の妻の資格取得日は 31 年 11 月 1 日となっている。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人を含め 14 名の被保険者名が記載されているところ、昭和 30 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した 10 名のうち同年 4 月に資格喪失した 1 名を除く 9 名には、同年 7 月に実施された健康保険被保険者証の更新を示す押印があるが、同年 9 月 1 日以降に被保険者資格を取得した申立人を含む 4 名には当該押印が無い。

加えて、当該事業所の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の勤務状況等について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見

当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1974

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで  
昭和 63 年 7 月 15 日付けでA社からB社に代表取締役として出向した。  
平成 2 年 2 月 1 日にA社C支店長として転勤し、3 年 6 月 28 日付けで  
同社取締役となった。

取締役になるまでは、毎年昇進して給与も昇給しており、申立期間の  
給与支給額は 35 万円から 38 万円であったのに、標準報酬月額が 32 万  
円となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 2 月までの期間に支給さ  
れていた給与額については、A社が保管していた申立人に係る「経歴簿」  
に記載されている「支給額」（本俸）に職務手当等を加えた金額が、昭和  
63 年 8 月は 31 万 5,500 円、平成元年 4 月は 32 万 9,000 円となっており、  
この金額はオンライン記録の標準報酬月額 22 等級の 32 万円に相当する。

また、平成 2 年 3 月は職務手当の改定に伴い 33 万 5,000 円となり標準  
報酬月額は 23 等級の 34 万円に相当するが、申立人のオンライン記録によ  
ると、毎年 1 回見直される定時決定は元年 10 月 1 日に行われていること  
から、2 年 3 月は定時決定の月に該当しておらず、標準報酬月額の変更は  
必要とされない上、申立人の同年 4 月以降の給与額は不明であるものの、  
当該記録によると、同年 8 月に申立人の標準報酬月額が 2 等級上がっている  
ことが確認でき、これは昇給などで固定的賃金に変動があり 2 等級以上の  
差が生じたときには変動があった月から 4 か月目に改定される随時改定  
が行われたと考えられることから、同年 3 月から同年 7 月までの期間の申

立人のオンライン記録に不自然さは認められない。

さらに、申立人と同様にA社からB社に出向し一緒に働いたとして申立人が名前を挙げた3名の同僚のうち、1名は昭和63年9月分の給料明細書を保管しており、その記載項目はA社から回答があった申立人の給与額の記載項目と一致し、当該給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額1万1,780円は、オンライン記録にある当該同僚の当時の標準報酬月額に基づき算出される保険料と一致している。

加えて、上記3名のうち1名は、A社D支店から同社E支店に異動する際に、標準報酬月額が1等級低いものとなっていることが確認できる。

このほか、申立期間当時の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することのできる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城厚生年金 事案 1976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 30 日から 45 年 1 月 5 日まで  
② 昭和 46 年 2 月 16 日から同年 4 月 16 日まで  
③ 昭和 47 年 4 月 26 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 42 年から 49 年 3 月まで勤務した後、結婚のため退職したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、厚生年金保険の未加入期間があった。

上記照会の結果、私が昭和 45 年 1 月から 46 年 2 月までの期間と同年 4 月から 47 年 4 月までの期間はB社の被保険者になっていることを知ったが、当該期間も含めてA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの期間について、申立人が勤務していたとするA社、及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿より、当該期間に厚生年金保険の被保険者であった者 20 名に照会したところ、申立人と同様の職種であった7名が、「申立人を知っている。」、「申立人は勤務していた。」と回答していることから、勤務期間の特定まではできないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、昭和 44 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を知っていると回答した7名の同僚のうち退職した2名を除く5名は引き続きA社に勤務したとしているが、5名全員が同年8月1日に同社における被保険者資格を喪失し、申立人と同じく 45 年 1 月 5 日にB社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、上記回答者のうち3名の同僚は当該期間も申立人と同じ職種で勤務していたとしているが、3名全員が昭和46年2月16日にB社の被保険者資格を喪失し、同年4月に再度、同社において資格を取得している。

申立期間③について、上記同僚3名全員が、申立人と同じく昭和47年4月26日あるいはそれ以前にB社における被保険者資格を喪失している。

また、当該同僚は、A社に継続して勤務しており、B社に勤務した覚えがなく、厚生年金保険被保険者記録についても、B社で加入期間がある理由は分からない旨証言している。

このほか、A社は既に解散し、B社も倒産しており、両事業主は死亡あるいは連絡が取れず、申立人の勤務状況等について証言を得ることができないほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。